

株主各位

第6回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

●事業報告

従 業 員 の 状 況
主 要 な 借 入 先
会 計 監 査 人 の 状 況
会 社 の 体 制 お よ び 方 針

●連結計算書類

連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
連 結 計 算 書 類 に 係 る 監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

●計算書類

計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

●株主総会参考書類

第4号議案 第三者割当(デット・エクイ
ティ・スワップ)による新株式発行の件

当社は、第6回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.miyakoshi-holdings.com>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

宮越ホールディングス株式会社

従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
40名	1名減

主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
Century Paramount Investment Ltd.	2,688
Long Wing Holdings Ltd.	2,687
Pacific State Holdings Ltd.	469

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名

公認会計士 横田 泰史
公認会計士 山本日出樹

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

公認会計士 横田 泰史 9百万円
公認会計士 山本日出樹 8百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

公認会計士 横田 泰史 9百万円
公認会計士 山本日出樹 8百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から提出された監査計画の妥当性や適正性を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 重要な子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合及びその他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において、次のとおり決議しております。

- ① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 法令及び定款、社内規程の遵守のみならず、企業の社会的責任を全うすることを目的として「宮越ホールディングス行動規範」を策定し、実践する。
 - ・ 取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役に取り締役会で適宜報告させる。
 - ・ 取締役は、職務分掌規程、職務権限規程、コンプライアンス規程等の社内規程の一層の整備を図り、取締役及び使用人は、法令及び定款とともにそれらを遵守し業務を執行する。
 - ・ 監査室は、社内業務が法令、定款、社内規程を遵守して行なわれていることを確認するため内部監査を実施する。
 - ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、これらの活動を助長するような行為は行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（以下「職務執行情報」という。）は取締役会において定める文書管理規程に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ・ 内部統制室は、職務執行情報を取り締役が適宜閲覧できるシステムを構築する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 内部統制室をリスク管理部門とし、関連部門と連携して当社グループのリスク管理に関する施策を立案、推進する。
 - ・ 内部統制室は、当社グループ全体のリスクを総括的に管理するとともに、その管理状況やリスク情報を取締役会、コンプライアンスリスク管理委員会及び監査等委員会に適宜報告する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ・ 当社の各部門の機能、業務執行の範囲について職務分掌規程に定めるとともに、各業務の承認、決裁体制を職務権限規程に定めることで、業務執行を担当する取締役の権限の範囲及び権限の委譲を明確にし、業務執行の効率性を確保する。
 - ・ 子会社においても、その規模等に応じて、当社の規程等に準じた職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社グループ共通の行動規範を必要に応じて策定ないし見直すことにより、かかる行動規範の当社グループ全体への周知徹底を図ることで当社グループにおける業務の適正の確保に努める。
 - ・ 内部統制室は、関連部署と提携して当社グループの業務の円滑化を図るとともに、当社グループ管理体制の整備を行なう。監査室は、定期的当社グループ会社の監査（業務監査、内部統制監査等）を行なうこととし、業務の適正化を推進する。
 - ・ 当社グループ全体として「内部通報制度」を設け、当該制度の存在を周知徹底し、有効活用を努めることでコンプライアンスの徹底を図る。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 当社は監査等委員会の求めに応じて、その職務執行に必要な場合は、監査室所属の使用人に補助を行なわせるとともに、必要に応じて監査室を中心として関係各部門がサポートする。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助するにあたり、監査室所属の使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
 - ・ 当社は、当該補助にあたる使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を踏まえたうえで行なうものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ コンプライアンスリスク管理委員会、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査室は、定期的に監査等委員会に活動状況を報告するとともに、法令、定款に違反しまたは違反するおそれがあると認識した場合は速やかに監査等委員会に報告する。
 - ・ 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとする。
 - ・ 当社グループの内部統制の部署は内部統制室とし、内部統制担当及び内部監査室の内部監査担当が、グループ各社への指導、支援を実施する。また、内部統制担当及び内部監査担当は、グループ各社の内部統制の状況をまとめ、定期的に当社取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - ・ 当社の監査等委員は、必要に応じて当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人ならびに子会社の監査役に対して報告を求めることができる。
 - ・ 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ・ 当社は、監査等委員会の監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、監査等委員の閲覧する資料の整備に努める。
 - ・ 監査等委員会の監査に対する役職員の理解を深め、監査等委員会の監査の環境整備に努める。
 - ・ 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社の対処すべき課題、監査等委員会の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、業務の適正を確保するための取り組み方針として、会社の事業内容、社会、経済環境の変化に即応し、継続的に内部統制システムの整備を図り、実効性のある内部統制の運用に努めており、当事業年度の主な運用状況は以下のとおりです。

- ・ 主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適法性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべてに出席しました。また、監査等委員会は5回、コンプライアンスリスク管理委員会は3回開催いたしました。
- ・ 監査等委員会は、監査計画に基づき会計監査人及び内部監査室、内部統制室から随時、監査状況等の報告を受け、報告に基づき取締役会において意見を述べるなど、経営の健全性・透明性の向上を図る体制が構築されております。
- ・ 当社は、コンプライアンス、内部通報に関する通報窓口としてコンプライアンスリスク管理委員会を設置し、事業活動におけるリスクの低減を図るため、同管理委員会を3回開催し、都度、課題を提起・報告を行うなど実効性のある委員会を目指しております。

当社では、今後とも内部統制の運用に関し、基本方針の継続性を維持し、システムの見直しを行い、内部統制システムの適切な運用を通して業務の適正を確保してまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、期末配当につきましては、誠に不本意ではございますが、見送らせていただきたいと思います。株主の皆様には、何卒事情ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

クラウン株式会社

深圳皇冠(中国)電子有限公司

隆邦医葯貿易有限公司

深圳皇冠金属成型有限公司

CROWN PRECISION(HK)CO.,LTD.

皇冠投資管理有限公司

科浪(深圳)商務有限公司

なお、科浪(深圳)商務有限公司については、新規設立に伴い当連結会計年度より連結子会社に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社の数

該当事項はありません。

(2)持分法を適用しない関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

クラウン株式会社を除く連結子会社6社は、いずれも12月31日を決算日としております。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券・・・その他有価証券で時価のないものについては移動平均法による原価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法(在外連結子会社は定額法)

無形固定資産・・・土地使用権については使用年数に基づく定額法

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金・・・期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を個別に検討した必要額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債又は退職給付費用の処理方法

連結計算書類作成会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6)消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(7)のれんの償却及び償却期間

のれんについては、20年間の均等償却を行っております。

5. 会計方針の変更に関する事項

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度における連結計算書類に与える影響額はありません。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において区分掲記しておりました流動資産の「未収入金」及び流動負債の「繰延税金負債」は、いずれも金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は、流動資産の「その他」及び流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

減価償却累計額

有形固定資産 2,299百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数

普通株式 19,414,943株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための設備投資資金及び短期的な運転資金は主に自己資金又は関係会社からまかなっており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引及び投機的な取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業未収入金は、不動産賃貸に係る未収家賃であり、顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は、保有債権を売却したことにより生じたものであり、融資先の信用リスクに晒されております。また、一部の貸付金は関連当事者に対するものであります。

1年内返済予定の長期借入金は、当社が関係会社の借入金債務を免責的に引き受けたことによるものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に関するリスク)の管理

営業債権については、管理部門が取引先の状況を定期的に把握し、取引先ごとに期日及び残高を管理し、継続的にモニタリングする体制をとっており、それらを随時把握することによりリスクの軽減を図っております。

貸付金については、融資先の財政状態・経営成績を把握し、将来の傾向を分析するとともに、適時に返済が行われているかを随時把握することによりリスクの軽減を図っております。また、一部の貸付金については、当該会社に対する債務を計上しているため、契約不履行に係るリスクは軽減されておりますが、当該会社の財政状態については適宜報告されております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,376	5,373	△2
(2) 営業未収入金	104	104	—
貸倒引当金(*)	△81	△81	—
	22	22	—
(3) 短期貸付金	5,603	5,603	—
(4) 長期貸付金	2,058	2,058	—
資産計	13,061	13,058	△2
(5) 1年内返済予定の長期借入金	5,845	5,845	—
負債計	5,845	5,845	—

(*) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金は、満期までの期間が短いものを除き、期間に基づく区分ごとに新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割引いた現在価値を算定しております。

(2) 営業未収入金 (3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金は、債権の区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しておりますが、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(5) 1年内返済予定の長期借入金

1年内返済予定の長期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	10

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、表中には含めておりません。

(注3) 金融債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,376	—	—	—
営業未収入金	104	—	—	—
短期貸付金	5,603	—	—	—
長期貸付金	—	1,824	234	—
合計	11,084	1,824	234	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	5,845	—	—	—	—	—
合計	5,845	—	—	—	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、中国深圳市において、賃貸用の工場及び宿舍（土地使用权を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,169	42,173

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、中国深圳市政府認定の不動産鑑定会社による鑑定評価額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 375円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 22円54銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. 保有債権の譲渡

当社は、平成29年4月7日開催の取締役会において、保有する債権の一部について、下記のとおり譲渡することを決議いたしました。

(1) 譲渡の理由

当社が保有する貸付金債権について、下記の2社より債権譲り受けの申し入れがあり、交渉・検討の結果、当社は両社の申し入れを受諾し、譲渡いたしました。

(2) 譲渡契約の概要

①譲渡対象債権A

イ 債権の表示

a 債務者 Century Paramount Investment Limited
(センチュリー・パラマウント・インベストメント・リミテッド)

b 債権の種類 貸付金債権

c 債権金額 元本2,688百万円、未収利息14百万円

ロ 譲渡価額 2,702百万円

ハ 契約日・譲渡日 平成29年4月10日

ニ 譲渡先の概要

a 商号 Kilo Power Limited
(キロパワー・リミテッド)

b 当社との関係

資本関係： 当社の株式を1,024,000株(5.2%)保有しております。

取引関係： 該当事項はありません。

人的関係： 該当事項はありません。

関連当事者： 該当しません。

②譲渡対象債権B

イ 債権の表示

a 債務者 Long Wing Holdings Limited
(ロンウィン・ホールディングス・リミテッド)

b 債権の種類 貸付金債権

c 債権金額 元本2,687百万円、未収利息27百万円

ロ 譲渡価額 2,714百万円

ハ 契約日・譲渡日 平成29年4月10日

ニ 譲渡先の概要

a 商号 Asian Sky Investments Limited
(アジアン・スカイ・インベストメンツ・リミテッド)

b 当社との関係

資本関係： 当社の株式を2,070,000株(10.6%)保有しております。

取引関係： 同社の子会社Asian Investments Group Limitedに対し、債権2,380百万円を保有しております。

人的関係： 該当事項はありません。

関連当事者： 該当します。

(3) 業績への影響

現時点において、本件取引が業績に与える影響は軽微であります。

2. 第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）による新株式発行

当社は、平成 29 年 6 月 2 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）により新株式を発行すること（以下「本件第三者割当」といいます。）を決議いたしました。

(1) 新株式発行の内容

① 払込期日	平成 29 年 7 月 5 日
② 発行新株式数	10,600,000 株
③ 発行価額	発行価額 1 株につき 457 円 発行価額の総額 4,844,200,000 円 上記の金額は、全て現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込方法によります。
④ 資本組入額	資本組入額 1 株につき 228 円 50 銭 資本組入額の総額 2,422,100,000 円
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑥ 割当先及び株式数	a Century Paramount Investment Limited (センチュリー・パラマウント・インベストメント・リミテッド) : 5,300,000 株 b Long Wing Holdings Limited (ロンウイング・ホールディングス・リミテッド) : 5,300,000 株
⑦ 現物出資財産の内容	a Century Paramount Investment Limited が当社に対して有する貸付金元本債権総額 2,688,755,143 円のうち 2,422,100,000 円に相当する部分 b Long Wing Holdings Limited が当社に対して有する貸付金元本債権総額 2,687,236,890 円のうち 2,422,100,000 円に相当する部分

(2) 業績への影響

現時点において、本件第三者割当が業績に与える影響は軽微であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 6 月 2 日

宮越ホールディングス株式会社
取締役会 御中

横田公認会計士事務所
公認会計士 横田 泰史[Ⓔ]
山本公認会計士事務所
公認会計士 山本日出樹[Ⓔ]

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、宮越ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮越ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 29 年 4 月 7 日開催の取締役会において、保有する債権の一部を譲渡することを決議した。また、平成 29 年 6 月 2 日開催の取締役会において、第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）により新株式を発行することを決議した。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告書 謄 本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第6期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人、公認会計士横田泰史及び公認会計士山本日出樹両氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年6月7日

宮越ホールディングス株式会社 監査等委員会
監査等委員 田村幸治 ㊟
監査等委員 宮越盛也 ㊟
監査等委員 段鳳林 ㊟

(注) 監査等委員田村幸治、宮越盛也及び段鳳林は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式 … 移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金 … 期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を個別に検討した必要額を計上しております。

賞与引当金 … 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

4. 会計方針の変更に関する事項

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度における計算書類に与える影響額はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度において区分掲記しておりました流動負債の「賞与引当金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する短期金銭債権 12百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高（収入分） 310百万円

営業取引高（支出分） 0百万円

営業取引以外の取引高（収入分） 1百万円

営業取引以外の取引高（支出分） 0百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 398株

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 会社等

属性	名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	クラウン(株)	所有 直接100.0%	兼任 2人	配当金の受取	264	—	—
子会社	深圳皇冠(中国)電子 有限公司	所有 間接90.0%	兼任 2人	経営指導業務 の受託(注1)	39	その他 (流動資産)	10
主要株主	Pacific State Holdings Ltd.	被所有 直接19.9%	—	増資の引受 (注2)	1,850	短期借入金	469
				利息の支払 (注3)	17	その他 (流動負債)	87
主要株主 の子会社	Asian Investments Group Ltd. (注4)	—	—	貸付金債権の 譲渡(注5)	2,367	短期貸付金	228
						長期貸付金	2,058
				利息の受取 (注3)	13	その他 (流動資産)	80
						その他 (流動資産)	13

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導業務の受託の対価につきましては双方協議のうえ合理的に決定しております。
(注2) 当社が行った第三者割当増資を現物出資(デット・エクイティ・スワップ)により1株477円で引き受けたものです。
(注3) 金利については、市場金利等を勘案し決定しております。
(注4) 当社の主要株主であるAsian Sky Investments Ltd.の100%子会社であります。
(注5) 当社が保有する貸付金債権を帳簿価額と同額で譲渡したものです。

2. 役員等

属性	名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	フォーシーズン(株) (注1)	—	—	本社事務所の賃借等(注2)	26	その他 (投資その他の資産)	16

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注1) 当社代表取締役 宮越 邦正の近親者が議決権の100%を所有しております。
(注2) 本社事務所の賃借等の対価につきましては一般的取引と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 315円37銭
2. 1株当たり当期純利益 8円28銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 保有債権の譲渡

当社は、平成29年4月7日開催の取締役会において、保有する債権の一部について、下記のとおり譲渡することを決議いたしました。

(1) 譲渡の理由

当社が保有する貸付金債権について、下記の2社より債権譲り受けの申し入れがあり、交渉・検討の結果、当社は両社の申し入れを受諾し、譲渡いたしました。

(2) 譲渡契約の概要

①譲渡対象債権A

イ 債権の表示

- a 債務者 Century Paramount Investment Limited
(センチュリー・パラマウント・インベストメント・リミテッド)
b 債権の種類 貸付金債権
c 債権金額 元本2,688百万円、未収利息14百万円
ロ 譲渡価額 2,702百万円
ハ 契約日・譲渡日 平成29年4月10日

ニ 譲渡先の概要

- a 商号 Kilo Power Limited (キロパワー・リミテッド)
b 当社との関係
資本関係： 当社の株式を1,024,000株(5.2%)保有しております。
取引関係： 該当事項はありません。
人的関係： 該当事項はありません。
関連当事者： 該当しません。

②譲渡対象債権 B

イ 債権の表示

a 債務者 Long Wing Holdings Limited (ロンウィン・ホールディングス・リミテッド)
 b 債権の種類 貸付金債権
 c 債権金額 元本 2,687 百万円、未収利息 27 百万円

ロ 譲渡価額 2,714 百万円

ハ 契約日・譲渡日 平成 29 年 4 月 10 日

ニ 譲渡先の概要

a 商号 Asian Sky Investments Limited (アジア・スカイ・インベストメンツ・リミテッド)
 b 当社との関係
 資本関係： 当社の株式を 2,070,000 株(10.6%)保有しております。
 取引関係： 同社の子会社 Asian Investments Group Limited に対し、債権 2,380 百万円を保有しております。
 人的関係： 該当事項はありません。
 関連当事者： 該当します。

(3) 業績への影響

現時点において、本件取引が業績に与える影響は軽微であります。

2. 第三者割当 (デット・エクイティ・スワップ) による新株式発行

当社は、平成 29 年 6 月 2 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当 (デット・エクイティ・スワップ) により新株式を発行すること (以下「本件第三者割当」といいます。) を決議いたしました。

(1) 新株式発行の内容

① 払込期日	平成 29 年 7 月 5 日
② 発行新株式数	10,600,000 株
③ 発行価額	発行価額 1 株につき 457 円 発行価額の総額 4,844,200,000 円 上記の金額は、全て現物出資 (デット・エクイティ・スワップ) の払込方法によります。
④ 資本組入額	資本組入額 1 株につき 228 円 50 銭 資本組入額の総額 2,422,100,000 円
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑥ 割当先及び株式数	a Century Paramount Investment Limited (センチュリー・パラマウント・インベストメント・リミテッド) : 5,300,000 株 b Long Wing Holdings Limited (ロンウィン・ホールディングス・リミテッド) : 5,300,000 株
⑦ 現物出資財産の内容	a Century Paramount Investment Limited が当社に対して有する貸付金元本債権総額 2,688,755,143 円のうち 2,422,100,000 円に相当する部分 b Long Wing Holdings Limited が当社に対して有する貸付金元本債権総額 2,687,236,890 円のうち 2,422,100,000 円に相当する部分

(2) 業績への影響

現時点において、本件第三者割当が業績に与える影響は軽微であります。

株主総会参考書類

第4号議案 第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）による新株式発行の件

当社は、平成29年6月2日開催の取締役会において、Century Paramount Investment Limited（以下「センチュリー社」といいます。）及びLong Wing Holdings Limited（以下「ロンウィン社」といいます。）の2社に対して、デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。）の手法を用いた第三者割当により新株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議いたしました。本第三者割当増資による希薄化率は25%以上になることが見込まれます。そのため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条第2号に定める株主の意思確認の手続きとして、本第三者割当増資について、ご承認をお願いするものであります。

1. 第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）による新株式発行の内容

(1) 発行する募集株式の数	普通株式 10,600,000株
(2) 募集株式の払込金額	1株につき457円
(3) 払込金額の総額	4,844,200,000円 上記金額は、全て下記(4)の現物出資（DES）の払込方法によるものとする。
(4) 現物出資財産の内容及び価額	①センチュリー社 センチュリー社が当社に対して有する貸付金元本債権（総額2,688,755,143円）のうち2,422,100,000円に相当する部分 当該財産の価額：2,422,100,000円 ②ロンウィン社 ロンウィン社が当社に対して有する貸付金元本債権（総額2,687,236,890円）のうち2,422,100,000円に相当する部分 当該財産の価額：2,422,100,000円
(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金 2,422,100,000円 増加する資本準備金 2,422,100,000円
(6) 申込期日	平成29年7月5日
(7) 払込期日	平成29年7月5日
(8) 募集株式の割当方法及び割当予定先	第三者割当の方法により、募集株式をセンチュリー社及びロンウィン社にそれぞれ5,300,000株ずつ割り当てる。
(9) その他	本第三者割当増資は、本株主総会において、本第三者割当増資に関する議案が、当該株主総会に出席した株主の議決権の過半数により承認されること、及び、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

2. 本第三者割当増資の目的及び理由

当社は、平成23年10月、クラウン株式会社（旧商号 宮越商事株式会社）の単独株式移転により設立された持株会社であり、当社グループは電気機器等の製造販売事業をグループの中核として事業を展開してまいりました。

しかしながら、リーマンショック以降における世界経済の停滞の影響は、家電業界においては特に顕著であり、当社グループの電気機器等の製造販売事業におきましても厳しい状況が続き、売上高の減少に加えて、低価格な製品を供給するアジア企業の台頭により厳しい価格競争に晒され、当該事業は採算性が見通せない状況が継続してまいりました。

一方、当社の子会社である深圳皇冠（中国）電子有限公司（以下「皇冠電子」といいます。）が所在する深圳市は、人口1800万人を擁し、中央政府が進める次世代の現代サービス産業の高度化を担うべく、ハイテク・情報・金融等を基盤とした国際都市への転換を図り、香港・マカオを一体化した一大経済圏の中心に位置する中国華南地区の中心都市として発展を続けております。

このように発展を続ける深圳市の経済的環境下、皇冠電子が所有・管理する同市所在の不動産物件（土地127千㎡、建物114千㎡）の賃貸管理事業につきましては、営業収入及び利益率の高い、安定的かつ堅調な業績を継続的に維持しており、当該事業は当社グループを牽引する事業へと成長しております。

皇冠電子は、上記の所有不動産について、オフィス、商業・サービス、レジデンスなどで構成される、総延床面積約700千㎡・建設費約1千億円規模の大型総合都市開発プロジェクトを推進しております。当該開発プロジェクトは、中国政府が進めている「イノベーションを基軸とした総合都市開発」をコンセプトとして、日本をはじめ海外の先進的開発や運営技術を導入した、深圳市経済発展のモデルとなる再開発を目指しております。当該開発事業は、中国政府、在日本大使館などの政府機関をはじめ、大手金融機関、大手商社、不動産開発事業会社など国内外多方面から支持・協賛を受けており、現在、深圳市政府関係部門と協議調整を図りながら、開発許可の申請に向けてプロジェクトの策定を進めている段階です。

現在、当社グループの自己資本比率は約48%であり、比較的高い水準にありますが、充実した自己資本を確保しながら健全な財務基盤を維持することは、持株会社としての重要な経営戦略の一つであります。今後、当社グループは、深圳市の不動産開発を推し進め、開発完成後の事業や当該事業から派生する新事業を取り込むことによって事業拡大を図る予定ですが、そのために必要となり得る開発資金の負担に備えるためには、現時点において、自己資本比率をさらに高め、信用力を強化し、資本市場や金融機関等からの資金調達における選択肢を多様化できる財務基盤を確保することが必須となります。

このため、DESの手法を用いた本第三者割当増資は、有利子負債の圧縮と自己資本の拡充を通じた財務基盤の強化を可能とし、当社グループの今後の事業の安定・拡大のために必要不可欠であると考えております。加えて、本第三者割当増資により、当社及び当社グループにおいて、有利子負債の元本返済負担及び金利負担からの解放により、収益及びキャッシュ・フローの改善も期待されます。

以上に鑑み、当社は、本第三者割当増資が当社グループの企業価値向上及び既存株主の利益向上につながるものと判断し、本第三者割当増資の実施を決定しました。

当社は、本第三者割当増資と同等の有利子負債の圧縮と自己資本の強化を達成するその他の方法についても検討いたしました。が、公募増資や株主割当増資、ライツ・オフリングについては、調達金額が株式市場における需要状況等の要因に左右されるため、本第三者割当増資における発行総額相当額（4,844,200,000円）を調達できるか否かについて不確実性があると考えております。金銭を払込財産とする第三者割当増資については、本第三者割当増資における発行総額相当額の金銭の払込みに応じていただける割当先を確保できるか不確実であること、また、新株予約権の第三者割当については、資金調達の金額・タイミングが新株予約権の行使に左右され、当社が企図している自己資本比率の即時の改善が見込まれない点で、実施が困難であると判断いたしました。したがって、当社がセンチュリー社及びロンウィン社のそれぞれに対して負う借入債務の弁済期日（平成30年3月25日）の到来前に、当該債務のD E Sによる第三者割当増資を実施することが、最も現実的な選択肢であると判断いたしました。

3. 発行条件に関する事項

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

株式の発行価格は、取締役会決議日の直前営業日（平成29年6月1日（木））の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値491円を基準とし、かかる値から7%ディスカウントした457円といたしました。この発行価格は、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値498円（1円未満を四捨五入。以下、終値平均値の算出について同じ。）に対して8.2%のディスカウント、同3ヶ月間の終値平均値489円に対し6.5%のディスカウント、同6ヶ月間の終値平均値498円に対して8.2%のディスカウントとなります。

また、ディスカウント率を7%とした理由につきましては、①当社グループの財務体質を強化し、今後、深圳市の不動産開発を進める中で必要となる資金調達方法の選択肢を広めるうえで、本第三者割当増資を実行する必要性が極めて高いこと、②金利負担の軽減及び元金返済負担の軽減等、本第三者割当増資後に当社が享受する経済的利益が大きいこと、また、③割当先であるセンチュリー社とロンウィン社が長期的な株式保有を目的としていること等から、これらの要素を踏まえた合理的な範囲内でのディスカウントの検討が必要であると判断し、センチュリー社及びロンウィン社との間で慎重に交渉・協議を重ねるとともに、当社取締役会において当該発行価格による本第三者割当増資の実行について十分な審議を行った結果、ディスカウント率を7%とすることが合理的であると判断いたしました。

なお、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の価格に0.9を乗じた額以上の価格で決定することとされており、上記発行価格の算定は、当該指針に沿うものであることも踏まえ、本第三者割当増資の発行価格は有利発行に該当しないものと判断しております。

また、当社の監査等委員会は、最近の当社の株価の推移、当社の資産・収益の状況、株式市況の動向等を踏まえて検討した結果、発行価格の算定においては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であるところ、直近における当社株価の動きは特段不安定な動きをしていらず、特殊な要因の影響はないと判断した上で、直前営業日の当社株式の終値は自然な市場取引により形成された客観的な株価であり、当社の企業価値を適正に反映していると考えられることから、上記の算定根拠による本第三者割当増資は有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する新株式数は10,600,000株、当該株式に係る議決権数は106,000個であるため、本第三者割当増資により、現在の発行済株式数（19,414,943株）に対し54.59%相当、平成29年3月31日現在の総議決権数（194,026個）に対し54.63%相当の株式の希薄化が生じます（いずれも小数点第3位切り捨て）。

しかし、当社グループは、上記「2. 本第三者割当増資の目的及び理由」のとおり、不動産賃貸管理事業に加えて当社グループの中核となることが期待される不動産開発事業として、皇冠電子が所有・管理する深圳市所在の不動産物件について大規模な総合都市開発を予定しており、本第三者割当増資は、自己資本比率を向上させ、今後、当該不動産開発事業を推進するにあたって必要となり得る資金調達における選択肢の多様化に資するものであると考えております。

現在、当社グループの不動産賃貸管理事業は安定的かつ堅調な業績を維持しており、高成長が続く深圳市において、引き続き業績の成長が期待できるものと判断しておりますが、これに加え、上記総合都市開発の完成後の事業や当該事業から派生する新事業を取り込むことにより、グループ事業の更なる拡大を図ってまいります。

このように、本第三者割当増資により可能となる当社グループの不動産賃貸管理事業及び不動産開発事業の拡大を通じ、中長期的には、企業価値が向上し、本第三者割当増資による希薄化を上回るEPS（1株当たり純利益）が上昇することが見込まれることから、本第三者割当増資による株式の希薄化は、既存株主の皆様にとっても合理的な範囲であると判断しております。

4. 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先の概要

① 名称	Century Paramount Investment Limited		
② 本店の所在地	Room 1903, 19/F., Emperor Group Centre, 288 Hennessy Road, Wanchai, Hong Kong		
③ 代表者の役職・氏名	Director LAW, Fung Har		
④ 事業内容	事業会社への投資		
⑤ 資本金	50,000.00 米国ドル		
⑥ 設立年月日	平成 24 年 11 月 18 日		
⑦ 発行済株式数	50,000 株		
⑧ 決算期	12 月		
⑨ 従業員数	3 名		
⑩ 主要取引先	-		
⑪ 主要取引銀行	HSBC 銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	LAW, Fung Har 100%		
⑬ 当社との関係	<p>資本関係：該当事項はありません。</p> <p>人的関係：該当事項はありません。</p> <p>取引関係：当社に対して貸付金債権（元本総額 2,688,755,143 円）を有しております。</p> <p>関連当事者への該当状況：当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</p>		
⑭ 最近 3 年間の財務 状態及び経営成績	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
純資産	17,937 千円	32,835 千円	82,054 千円
総資産	5,117,742 千円	5,122,085 千円	5,319,927 千円
1 株当たり純資産	358.76 円	656.72 円	1,641.09 円
売上高	110,936 千円	110,966 千円	114,414 千円
経常利益	5,449 千円	14,897 千円	49,218 千円
1 株当たり当期純利益	108.99 円	297.95 円	984.37 円
⑮ その他	<p>当社は、割当予定先及び当該割当予定先の役員又は株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力との交流を持っている事実の有無について、第三者機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台 3-2-1）へ調査を依頼した結果、割当予定先であるセンチュリー社並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨の報告を受けております。また、センチュリー社は、当社との間で締結した平成 29 年 5 月 29 日付確認書において、センチュリー社並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨を表明保証しております。以上を踏まえ、当社は、割当予定先であるセンチュリー社につき、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。</p>		

(注) 上記⑭は、平成 29 年 6 月 1 日の直物為替相場 1 米国ドル=110.97 で円貨に換算しております

① 名称	Long Wing Holdings Limited		
② 本店の所在地	14F, Winfull Commercial Building, 172-176 Wing Lok Street Sheung Wan, Hong Kong		
③ 代表者の役職・氏名	Director CHAN, Kai Lee Kelly		
④ 事業内容	事業会社への投資		
⑤ 資本金	50,000.00 米国ドル		
⑥ 設立年月日	平成 25 年 1 月 2 日		
⑦ 発行済株式数	50,000 株		
⑧ 決算期	12 月		
⑨ 従業員数	2 名		
⑩ 主要取引先	-		
⑪ 主要取引銀行	HSBC 銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	CHAN, Kai Lee Kelly 100%		
⑬ 当社との関係	<p>資本関係：該当事項はありません。</p> <p>人的関係：該当事項はありません。</p> <p>取引関係：当社に対して貸付金債権（元本総額 2,687,236,890 円）を有しております。</p> <p>関連当事者への該当状況：当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</p>		
⑭ 最近 3 年間の財務 状態及び経営成績	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
純資産	9,128 千円	8,853 千円	10,789 千円
総資産	4,906,949 千円	4,916,292 千円	5,139,104 千円
1 株当たり純資産	182.57 円	177.06 円	215.80 円
売上高	6,247 千円	4,417 千円	5,678 千円
経常利益	1,284 千円	△274 千円	1,936 千円
1 株当たり当期純利益	25.69 円	△5.49 円	38.73 円
⑮ その他	<p>当社は、割当予定先及び当該割当予定先の役員又は株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力との交流を持っている事実の有無について、第三者機関である株式会社トクチャー（東京都千代田区神田駿河台 3-2-1）へ調査を依頼した結果、割当予定先であるロンウィン社並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨の報告を受けております。また、ロンウィン社は、当社との間で締結した平成 29 年 5 月 29 日付確認書において、ロンウィン社並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨を表明保証しております。以上を踏まえ、当社は、割当予定先であるロンウィン社につき、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。</p>		

(注) 上記⑭は、平成 29 年 6 月 1 日の直物為替相場 1 HK\$=14.24 円で円貨に換算しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、平成28年5月、中国深圳市政府から、当社の子会社である皇冠電子の敷地内に道路建設を行うための用地回収の要請を受け、従来進めてきた不動産再開発構想を道路建設と合わせて進めることとし、資金調達を円滑に進めるため財務内容の改善を図る施策の検討を開始いたしました。

当社は、平成25年3月25日付で債務引受を行ったセンチュリー社及びロンウィン社に対する借入債務の反対債権として、上記2社に対し、クラウンから譲り受けた貸付金債権（センチュリー社に対する現在の元本残高2,688百万円、ロンウィン社に対する現在の元本残高2,687百万円）を保有していましたが、平成28年12月頃、当社の主要株主であるアジア・スカイ社から、ロンウィン社に対する当該債権の譲受けの申入れを受けました。また、平成29年1月頃には、当社の株主であるキロパワー社から、センチュリー社に対する当該債権の譲受けの申入れを受けました。

当社は、2社それぞれとのこれまでの関係性（アジア・スカイ社については、当社の主要株主であり、昨年8月に同社子会社のアジア インベストメンツ・グループ・リミテッドに当社債権を譲渡した実績があること、また、キロパワー社については、当社が電気機器販売事業を行っていたときの取引先であり、当社の業務内容等を熟知していること）を勘案し、かかる申入れに対する検討を進めておりました。その後、アジア・スカイ社及びキロパワー社による上記債権の譲受けにあたっては、債務者であるセンチュリー社及びロンウィン社の同意が必要であったため、平成29年3月以降、かかる同意取得に向けて両社との間で協議を行っていたところ、同年4月初旬、両社から当社に対し、当該債権譲渡への同意とあわせ、両社が当社に対して保有する各貸付金債権に関するD E Sの打診がありました。センチュリー社及びロンウィン社からかかる打診を受けて具体的に検討を進めた結果、当社は、アジア・スカイ社及びキロパワー社への債権譲渡とD E Sによる本第三者割当増資を併せて行うことは、当社の財務上の課題である自己資本比率の向上を図りつつ、譲渡によって債権の一部を早期に現金化できる点で、センチュリー社とロンウィン社との間の貸付金債権と貸付金債務の相殺を行うよりも当社にとって望ましい財務施策であると判断いたしました。

そのため、当社は、平成29年4月10日付で、アジア・スカイ社に対してはロンウィン社への貸付金債権の現在の元本残高である2,687百万円（返済期日平成30年3月25日）を、また、キロパワー社に対してはセンチュリー社への貸付金債権の現在の元本残高である2,688百万円（返済期日平成30年3月25日）を、それぞれの元本残高と同額で譲渡（※）するとともに、当社がセンチュリー社及びロンウィン社に対して負担する借入債務（センチュリー社については現在の元本残高2,688百万円、ロンウィン社については現在の元本残高2,687百万円）の解消方法として、平成29年4月下旬に、当該2社に対しD E Sによる第三者割当増資の引受けを依頼しました。当該2社は深圳市に近い香港の投資事業会社であり、当社グループが推進する深圳市における不動産開発についても理解しており、本第三者割当増資について交渉を重ねる中で、当社の現在の経営状況や今後の事業戦略等につきましても理解を示していただきました。

※ 当該債権譲渡においては、アジア・スカイ社及びキロパワー社に対する債権譲渡代金は、平成29年12月31日以降平成34年6月30日まで、6ヶ月ごとに計10回の分割払いにより支払われること、また、最終の分割払期日である平成34年6月30日に、利息（年利1.0%）が一括して支払われることが合意されております。なお、当社は、債権譲渡代金を、中国での不動産開発の初期費用の支払い等に充てることを予定しております。

その結果、当該2社それぞれが当社に対して有する貸付金債権（センチュリー社については現在の元本残高2,688百万円、ロンウィン社については現在の元本残高2,687百万円）のうち2,422,100,000円に相当する部分の現物出資（D E S）の方法により、第三者割当増資による新株式の割当を引き受けることに同意いただきました。

以上